

第3次川俣町男女共同参画推進計画



令和4年5月

川 俣 町

はじめに

川俣町においては、政治、経済、社会や文化などのあらゆる分野での男女の参画を促進するため、平成12年度に第1次川俣町男女共同参画推進計画「川俣町男女共生ゆうゆうプラン」を策定するとともに、平成15年度には「川俣町男女共同参画推進条例」を制定しました。さらに、平成24年度には第2次川俣町男女共同参画推進計画「元気いっぱい 笑顔いっぱい かわまた男女共同参画プラン」を策定し、住民一人ひとりが性別にとらわれることなく、それぞれが持つ能力を平等に発揮できるまちづくりに向けて各種事業を推進して参りました。



一方、今日においては依然として性別に役割を期待する意識に基づく社会慣行、それによって形成された男女間の格差意識などが根強く存在しており、男女共同参画を推進する上で取り組むべき多くの課題が残されています。

現在、少子化に伴う人口減少、超高齢化社会、頻発する自然災害や新型コロナウイルス感染拡大による生活様式の変容など、社会環境は変化し続けています。それに対応していくためには、すべての住民の人権が尊重され、一人ひとりが意欲と能力を生かして活躍できる社会を実現する必要があります。そこで、現行計画の反省点を踏まえ、令和4年度から8年間を計画期間とする「第3次川俣町男女共同参画推進計画」を策定いたしました。

本計画は、川俣町男女共同参画推進条例に定める基本理念を達成するため、2015年に国連で採択されたSDGs(持続可能な開発目標)の理念や、国の第五次男女共同参画基本計画の取り組みを継承し、共通の課題を整理した上で5つの基本目標を掲げ、個別の具体施策、分かりやすい目標指標を盛り込み、より実行性のある計画としました。

男女共同参画社会の実現のためには、家庭、地域、企業や学校など、町民のみなさまで連携し、一人ひとりが取り組んでいく必要があります。これらの連携体制の推進や、人権の尊重、仕事と生活の調和を図るワーク・ライフ・バランスの実現により、それぞれが持つ個性と能力を平等に発揮できるまちづくりに努めて参りますので、より一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、多大なご尽力を頂きました審議会委員の皆様をはじめ、関係各位に心から感謝を申し上げます。

令和4年5月 藤原 一二

目 次

第1章 基本的な考え方	1
1. これまでの取り組み	1
2. 計画策定の目的	3
3. 計画の期間	4
4. 前計画の評価と反映	4
5. 性差に関する共通課題	8
(1) 性差の分類	8
(2) 性別に役割を期待する意識による影響	11
(3) 「社会的性別が女性である方」への支援の必要性	12
(4) 本計画における「女性」の表記について	12
(5) 様々な分野における暴力、差別、格差等	12
(6) 若者（学生）に対する性別役割意識の押し付けについて	12
6. 計画の位置づけ	14
(1) 法規における位置づけ	14
(2) 町の計画としての位置づけ	15
(3) 世界情勢における位置づけ	15
(4) 国 第5次男女共同参画基本計画の継承	16
(5) 国 女性活躍・男女共同参画の重点方針2021の継承	16
7. 計画の視点	17
8. 計画の構成	18
第2章 計画の体系	19
第3章 施策	20
1. 性別に役割を期待する意識の是正	20
2. 政策・方針決定の場への女性の参画促進	22
3. 女性が働きやすく参画しやすい環境づくり	24
4. 職場、学校や家庭における男女平等の実現	27
5. 人権が尊重され誰もが安心して暮らせる社会づくり	29
第4章 計画の推進	33

第1章 基本的な考え方

1. これまでの取り組み

本町は、男女共同参画社会基本法に基づき、平成24年に「元気いっぱい 笑顔いっぱい かわまた男女共同参画プラン」（以下、「前計画」という。）を策定し、地域、職場、家庭などのあらゆる分野で、性別にかかわらず、個人が能力を発揮し、いきいきと暮らせる社会を目指し、各種施策を推進してきました。

時 期	取 組
平成11年	男女共同参画社会基本法 制定
平成13年	第1次川俣町男女共同参画推進計画 川俣町男女共生ゆう・ゆうプランを策定
平成15年	川俣町男女共同参画推進条例を制定
平成24年	第2次川俣町男女共同参画推進計画 元気いっぱい 笑顔いっぱい かわまた男女共同参画プラン （前計画）を策定

しかし、令和3年7月「川俣町まちづくりアンケート」の結果、「男性が優遇されている」との回答が42.2%（表中①）であること、その回答における女性比が高い（表中②）こと、男性においては「平等である」との回答比が高いこと（表中③）などから、依然として性別に役割を期待する意識に基づく社会慣行、それによって形成された男女間の格差意識などが根強く存在していることが明らかであり、男女共同参画を推進する上で取り組むべき多くの課題が残されています。

前計画において「審議会の女性比率 50%」を目標としてきたところですが、25.3%に留まる結果（2ページ参照）となりました。「性別に役割を期待する意識」、及び「社会での経験機会等の格差を抱えている女性（※1）が、審議会等に参加する場合に感じる不安や戸惑い」をより強く払拭していくなど、女性が前向きに参画できる意識、環境づくりを進めていく必要があります。

※1 本計画では、特に断りがない限り、「生まれつきの身体が女性である方」ではなく、「社会的性別が女性であると自認する方」を「女性」と表記します。

令和3年7月まちづくりアンケート 問15 (3)家庭における男女の地位について(抜粋)				左記回答数の 性別毎内訳(抜粋)	
回答 (いずれか1つ)	回答数	構成比	系統比	男性	女性
男性が優遇されている	92	12.0%	42.2% ①	30	61
どちらかといえば 男性が優遇されている	231	30.2%		② 89	② 139
平等である	331	43.3%	43.3%	③ 177	146
どちらかと言えば 女性が優遇されている	37	4.8%	6.2% ①	20	17
女性が優遇されている	11	1.4%		8	3
わからない	62	8.1%	8.1%	31	28
計	764			355	394

一方、学校教育の現場では、家庭科、技術科授業などの共同化、男女混合名簿化、制服（スカート、ズボン）が選択可能となるなど、男女平等に向けた取り組みが進んでおり、教育委員会委員、子ども・子育て支援推進委員審議会等においても、女性比率 50%を達成しており、環境整備が進んでいます。

この先行事例から、審議会などの委員選出時に男女比の均等化を前提とすることで改善が期待できると言えますが、「無意識の固定観念」、「社会での経験機会等の格差」等を理由とした辞退につながらないよう、女性への支援と配慮がより一層必要になると言えます。

前計画を評価し、反省点及び社会情勢を踏まえ、先行事例を参考としながら、より広い分野における環境整備を目指し、次期計画を策定する必要があります。

審議会等の男女人数(令和2年度)	女 性	男 性	女性比率
子ども・子育て支援推進委員	8	4	66.7%
教育委員会委員	2	2	50.0%
心身障害児就学指導審議会委員	3	3	50.0%
文化財保護審査委員	2	3	40.0%
高齢者保健福祉計画等策定委員会委員	5	8	38.5%
(他 28 審議会等中上位 5 位のみ表示)	平均		25.3%

2. 計画策定の目的

男女共同参画の前計画が令和4年3月で終期を迎え、町の最上位計画、かつ、当該計画の上位計画の「第6次振興計画の基本構想」（以下、「振興計画の基本構想」という。）が令和4年3月に策定されました。振興計画の基本構想の方向性を継承し、女性の更なる活躍、及び男女共同参画の実現を目指して、新しい計画を策定します。

全国的に長期の人口減少過程に入っており、本町も深刻な人口流出、少子高齢化に直面しています。このことから、震災の影響等で急激に過疎が進行した町として、魅力ある地域の形成が喫緊の課題となっており、そのためには、性別にかかわらず活躍できるという視点が必要不可欠となります。

国の調査（※2）により、特に、働き世代の女性（※3）の多くが性別に役割を期待する（ジェンダーバイアス※4）傾向の強い地域から抜け出し、安心・安定して暮らす（働く）ための環境を求めて都市部へ流出していることが明らかであり、働き世代の女性にとって魅力的な地域形成が喫緊の課題となっています。

本計画は、性別に役割を期待する社会意識の是正、社会的経験機会などの格差を埋める支援や、新たな地域コミュニティの創設等によって、あらゆる分野への女性の参画を促進することで、働き世代の女性にとって魅力的な地域を形成し、情報発信していくことを目的とします。

また、女性が安心して長く定住できる地域とするためには、高齢者、障がい者、外国人にとっても住みやすい地域である必要があります。様々な分野での差別、暴力、格差の解消等も重要な目的として位置づけます。

※2 内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局「移住等の増加に向けた広報戦略の立案・実施のための調査事業報告書」（令和2年3月）

※3 本計画における「働き世代の女性」、「働き世代の男性」には、社会で働くことのできる年代の専業主婦、専業主夫、性的少数者の方等を含みます。

※4 「社会的な性区別」をジェンダー、「偏った考え、固定観念」をバイアスと言います。

3. 計画の期間

令和4年度から令和11年度までの8年間

令和4年に策定予定の第6次川俣町振興計画（前期計画）の終了翌年度までを期間とし、振興計画の評価、後期計画の方針を次期計画に反映します。

4. 前計画の評価と反映

（1）目標指標の達成度について

前計画では、「審議会の女性登用率 50%」を目標としてきたところですが、令和3年までに25.3%（H22から4.9ポイント増）の進捗に留まる結果となりました。

また、その他の指標についても、ほとんどの項目が未達成の結果となりました。

（2）審議会の女性登用率の進捗について

各審議会の募集担当者等においても女性の参画を進めなければならないという意識は広く根付いているものの、実際にどうやって呼びかけ、促していけばよいか分からない、女性自身が社会での経験機会の格差等を理由にして辞退してしまう、参画を促す対象となる女性に働きかける方法がないなどが課題となっています。

募集担当者が迷わないよう事務局は、女性が発言しやすい環境に十分に配慮すること、女性格差を理由に辞退しないよう格差を埋めていくためにまずは女性の参画が必要であることを明記したチラシをあらかじめ作成し、募集の都度添付することで、意識の醸成と運用の改善を同時に進められるよう、当計画の指標に具体的に反映していきます。

同時に、地域コミュニティを通して女性へのエンパワーメント（※5）を行う過程で、参画を促す対象となる女性に働きかける手段を構築していきます。

※5 エンパワーメントとは、権限を移譲すること、自信や力をつけてもらうこと、能力を開花すること を言います。

（３）その他の指標について

前計画の指標においては、年間の開催回数、参加人数等の努力値（アウトプット）が多く、重要指標である審議会等への女性参画の進捗などの成果との関係性を測りにくい構成であったため、当計画においてはより成果との関係性が高い目標指標に大きく見直しを行います。

（４）施策の章構成について

前計画では、目的から枝分かれした施策に同一の施策が再掲されるなど、目的と取り組み内容が一致しておらず、計画を進めるには、誰に、どのような支援を行えばよいのか、何の課題解消を目的とした施策なのかが分かりにくい構成となっていました。

当計画では、まず、共通課題を本章第５節にて明確化し、課題ごとに必要な対策に対応して、体系（第２章）、施策（第３章）を構成することとします。

また、同章第８節にて根本的な課題、及び支援が必要な対象者を明確化した上で、必要な支援を構成していきます。

章（節）	題 目	位置づけ	掲載ページ
第１章	基本的な考え方	課題の明確化 （Ⅰ～Ⅲ）	８～１８ ページ
（第５節）	計画の構成	対象者別の課題と 施策群の照らし合わせ	１８ ページ
第２章	計画の体系	課題と施策群の 照らし合わせ	１９ ページ
第３章	施 策	具体施策	２０～３２ ページ

前計画における指標と評価

前計画における指標	H22値	目標値	R3値	評価	継承の 必要性	指標設定の 有効性/無効性
男女共同参画推進講座 の実施回数 (年間)	1回	4回	1回	未達成	不要	努力値であり、計画 の達成度を測れない
男女共同参画推進表彰 者数 (年間)	0回	2回	0回	未達成	不要	努力値であり、計画 の達成度を測れない
審議会などへの女性の 登用率	20.4%	50.0%	25.3%	未達成	必要	重要目標
一時保育施設の整備	0箇所	1箇所	0箇所	未達成	必要	効果を測れるよう、 一時預かりのべ人数 に変更
マタニティ教室の参加 夫婦数 (年間)	8組	16組	0組	廃止	-	-
特定健康診査受診率	36%	80%	40.4%	未達成	必要	重大疾病の早期発 見は健康寿命に大き く影響
配偶者などに対する暴 力に関する講座の実施 回数 (年間)	0回	2回	0回	未達成	不要	努力値であり、計画 の達成度を測れない
人権教室の開催 (年間)	1回	3回	2回	未達成	必要	効果を測れるよう、 努力値ではなく累計 受講者数に変更
いきいきサロンの 設置数	23箇所	100箇所	166箇所	達成	不要	質の向上や継続性 に目標転換するため
シルバー人材センター 会員数	144人	200人	136人	未達成	不要	努力値であり、計画 の達成度を測れない
一般就労移行者数	0人	5人	2人	未達成	不要	努力値であり、計画 の達成度を測れない
地域活動支援センター 利用者数 (年間)	40人	80人	113人	達成	不要	努力値であり、計画 の達成度を測れない
A L T授業の時間数の 割合 (中学校1校当 たり)	17.6%	30.0%	17.6%	未達成	不要	努力値であり、計画 の達成度を測れない
日本語教室の開催回数 (年間)	16回	24回	16回	未達成	不要	努力値であり、計画 の達成度を測れない

当計画における指標

当計画における位置づけ (第3章の該当節)	当計画における指標	単位	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11 目標
1 全体の意識是正 (1. 性別に役割を期待する意識の是正)	ワークショップへの働き世代の参加人数(通算)	人	0	10	20	30	40	50	60	70	80
	家庭において男女平等と感じる人の割合	%	43.3	44	44	45	46	47	48	49	50
	職場において男女平等と感じる人の割合	%	31.2	32	33	34	35	36	37	38	40
	性別による固定的な役割分担に反対する人の割合	%	64.6	65	66	67	68	69	70	72	75
2 女性自身の意識是正 (2. 政策・方針決定の場への女性の参画促進)	審議会などへの女性の登用率	%	25.3	26	27	29	31	34	37	41	41
	審議会募集時のチラシ添付率	%	30	35	40	45	50	55	60	65	70
3 女性のエンパワー (3. 女性が働きやすく参画しやすい環境づくり)	働き世代の女性コミュニティへの登録人数	人	0	20	30	40	50	60	70	80	80
	登録者のうち、その年のコミュニティ活動に1度でも参加した人の人数	人	0	15	20	25	30	35	40	45	50
	家族経営協定の締結件数	件	4	4.0	4	5	5	5	6	6	6
	一時預かり事業のべ人日	千人	0	0	2	4	6	8	10	12	14
4 全体のエンパワー (4. 職場、学校や家庭における男女平等の実現)	家族介護教室の参加者の内、男性の比率 参加者の内男性の人数 / 参加者人数	%	21.5	22	23	24	25	26	27	28	30
	認知症サポーター養成講座男性の参加者人数(通算)	人	22	23	24	25	26	27	28	29	30
	子育てパパ教室への男性参加者人数(のべ)	人	4	10	15	20	30	40	50	60	70
	特定健康診査受診率	%	40.3	42	44	46	48	50	52	54	56
5. 人権が尊重され誰もが安心して暮らせる社会づくり	人権教室の参加者数(のべ)	人	20	40	60	80	100	120	140	160	180
	確認申請を伴う公共施設の工事における、ユニバーサルデザインへの配慮に関する照会への前向きな回答率(前向きな回答件数 ÷ 確認申請を伴う公共施設の工事件数)	%	0	50	52	55	57	60	63	66	70

※(通算)と表示のある指標は、令和11年までの合計値とし、年度をまたぐ同じ人を再計上しません

※途中の年度(R4～R10)においても、実績値が確認できる項目については、毎年記録管理を行うこと

5. 性差に関する共通課題

(1) 性差の分類

性別間の実質的な平等を目標とした男女共同参画の推進にあたって、まずは、あえて男女を区別して捉えることの必要性や、そのうち特に女性を支援する必要性について共通の課題として捉える必要があります。

男女共同参画の視点において、性差、性別は下表のとおり分類されます。

性 差		説 明	例
①	性別 生物学的性差 セックス	生まれつきの性別ごとの 差異、特徴	生まれつきの脳機能に性差は 確認されていません
②	性別に役割を期待する意識 ジェンダーバイアス (アンコンシャスバイアス)	女性、または男性に対して、多くの方が期待している役割意識 (無意識の思い込み、偏見、固定観念)	結婚後に家庭に入ること、子育てに専念すること、料理などを女性に期待する 社会での活躍、仕事などを男性に期待する、「男の子だから我慢しなさい」など
③	②による格差、 ジェンダーギャップ	②の影響などで生まれた性別間の社会的な格差	②の影響で、女性の社会活躍の機会、社会経験の機会が損なわれており、男性と同等に活躍しづらい

PISA（OECD 生徒の学習到達度調査 2012 年）によると、15 歳の男女における数学の成績の差が大きく開く国が多いものの、ルクセンブルグ、イギリスでは男女差がなかったことから、数学の成績の差は生まれつきの性差（①）ではなく、環境（②③等）による差が原因であると示唆されています。

生まれつきの性差（①）によって女性が活躍できないとする根拠はなく、むしろ私たちの意識が作り出す性別に役割を期待する意識（②）、既成の男女格差（③）などの環境が女性の活躍を阻害していると広く認識されており、日本においても、男女共同参画社会基本法、女性活躍推進法などが推進される背景となっています。

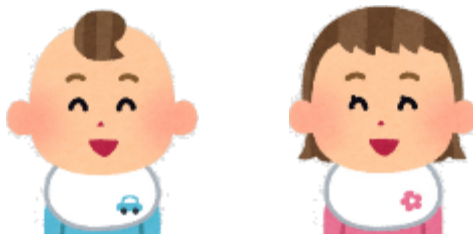
性差の分類

社会的性別（ジェンダー）の影響が **ある** 社会（一例）

生まれつき

①生まれつきの性別

脳機能の性差は確認されていません



社会的性別（ジェンダー）による性別間の格差

②ジェンダーバイアス

性別(①)に役割を期待する意識



長い成長過程、社会経験等を通じて、ジェンダー（社会的性別）が形成

③ジェンダーギャップ

②などで形成した社会的性別の格差

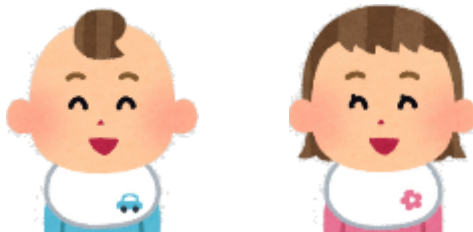
- ・「男性だから」仕事に専念すべきという責任が負担に
- ・日本のジェンダーギャップ指数は 120 位
- ・男性の育休取得率 12%



- ・女性の平均所得は男性の 49%
- ・女性管理職比率は 8.9%
- ・パートタイム女性は男性の約 3 倍
- ・育児、家庭、介護等の負担

①生まれつきの性別

脳機能の性差は確認されていません



②対策 「性別」ではなく「個性」に着目して話し合う

「この子」には
どんなことが
向いているのかな

「この子」は
どんなことを
したいのかな

起業家 消防士 保育士 科学者
主夫・主婦 会社員 建築業
介護士 結婚 子育て 美容師
育児 農業 家業の後継ぎ 等



「性別」を理由にした発言を控え
「個性」に着目して話し合しましょう



夢の実現には様々な困難を要しますが、
ジェンダー（社会的性別）が、進路の選択肢等
を狭めないよう、家庭、社会全体の協力が必要

③対策 「性別」に格差がない社会をみんなでつくる



- ・（自他共に）性別を理由に社会や家庭での活躍機会を制限しない
- ・それぞれが個性を活かして社会に貢献できるよう協力しあう



(2) 性別に役割を期待する意識による影響

性別に役割を期待する意識や、それによって蓄積された既成の社会的性差についての経過と課題、必要な対策を下表に整理します。

	これまで	現 在	将 来
男性	社会での活躍等を生物学的性別が男性の方に期待	左記が長期化、恒常化することで、家庭での役割を担いづらく、社会的性別が女性の方との差が生じている	性別に役割を期待しない社会、性別に関わらず活躍できる社会
女性	家庭での役割を生物学的性別が女性の方に期待	左記が長期化、恒常化することで、社会での活躍機会、経験に社会的性別が男性の方との差が生じている	
課題	性別に役割を期待する意識 ジェンダーバイアス	左記による既成の性別格差 ジェンダーギャップ	
対策	(Ⅰ) 広く社会に定着している性別への役割期待の是正(意識の是正)	(Ⅱ) 既に生じてしまった格差を埋める(エンパワーメント)	

※Ⅰ、Ⅱ、Ⅲのローマ数字は第2章 計画の体系(19 ページ)につながります

性別に役割を期待する意識(ジェンダーバイアス)にさらされる期間が長期に及ぶことで、表のような「女性の社会活躍機会や経験に格差を生むこと」につながります。また、それが長期であればあるほど、既成の格差(Ⅱ19 ページ)を埋めるために必要となる支援や、本人の負担が加速的に山積していくことになります。

また、国の調査(※2 ※6)により「若い女性が、地方における性別に役割を期待する意識(ジェンダーバイアス)から逃げ出し、よりよいキャリア(ライフ)デザインを構築するために必要な就業先等の環境が充実した大都市圏に転出している」ことが明らかとなっていることから、働き世代の他、学生などのより若い世代への支援(エンパワーメント)が喫緊の課題となります。

※2 内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局「移住等の増加に向けた広報戦略の立案・実施のための調査事業報告書」(令和2年3月)

※6 男女共同参画局 性別による無意識の思い込みに関する調査研究(令和3年10月)
地域における性別役割経験①<女性～地域からの移動有無>

（３）社会的性別が女性である方への支援の必要性

より広い世代の意識において、社会的性別の格差が埋まるまでは、社会的性別が女性である方を対象として支援し、より早い（若年）段階で社会的性別について正しく理解し、正しい知識を身に付けていくことで、誤った意識の影響を受けにくくなり、性別間の平等化が期待されます。

そのためには、より広い世代で共通の課題としていき、これから社会で活躍していく学生世代、働き世代を特に手厚く支援する視点が必要となります。

既に活躍している男性を差別する目的ではなく、男性であっても十分活躍可能な家庭、育児、介護等において役割を担いやすい環境整備を推進することで、女性も男性と同等に社会活躍できる将来を目指していくことが目的です。

（４）本計画における「女性」の表記について

本計画においては、特に断りのない場合、「生まれつきの身体が女性である方」ではなく、「社会的性別が女性であると自認する方」を、「女性」と表記します。

（５）様々な分野における暴力、差別、格差等

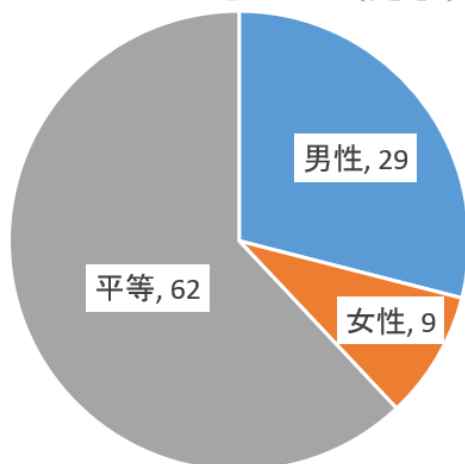
女性が安心して活躍できる地域とするためには、高齢者、障がい者、外国人も安心して過ごせる地域である必要があります。様々な分野における、差別、暴力、格差等を解消し、人権が尊重され誰もが安心して暮らせる社会づくり（Ⅲ 19 ページ）が必要です。

（６）若者（学生）に対する性別役割意識の押し付けについて

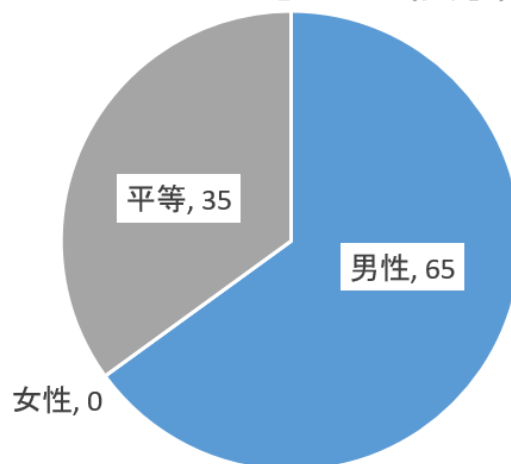
福島県立福島高等学校の令和２年度 SSH 課題研究では、同校生徒を対象に「次世代を担う学生への男女の固定観念の押し付け」に関するアンケート調査が実施され、回答者の内「社会では男性の立場が上である」と回答した女子生徒が 65%であったことが報告されており、既に男性優位社会であるとの認識が広く根付いていることが読み取れます。

同報告では、親族（40～50 代）から押し付けられたことがある傾向が高く、比較的性別に対する固定観念を持っている親世代の考えの影響が示唆されていることから、その他の世代が学生を含む若い世代に性別役割分担意識を押し付けたり、担い手不足を押し付けたり、高圧的になったりしないよう、適切な関わり方に配慮した相互理解のための橋渡しが必要です。

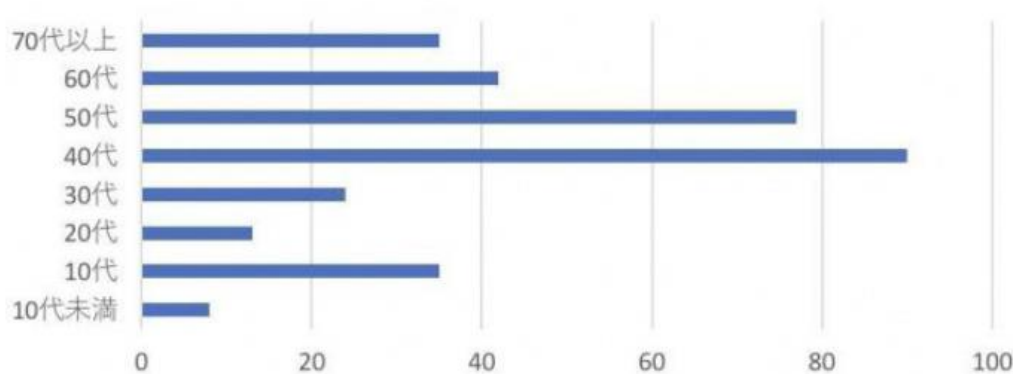
社会の中で立場が上なのは
どちらだと思うか（男子）



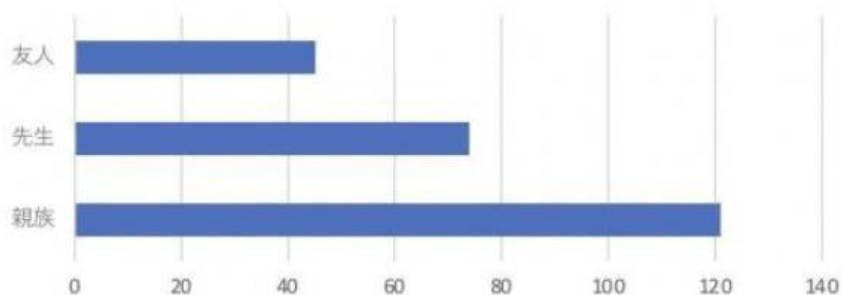
社会の中で立場が上なのは
どちらだと思うか（女子）



男女の固定観念を押し付けてきた人の
現在の年代は？



男女の固定観念を誰に
押し付けられたことがあるか



6. 計画の位置づけ

(1) 法規における位置づけ

当該計画の上位計画を下表①とし、下表②～③の位置づけとします。なお、下表④～⑦の計画、及び実施体制の整備を兼ねるものとします。

番号	法 規（関係する計画）	責務に関する規定（関係）
①	（第6次川俣町振興計画）	（上位計画）
②	男女共同参画社会基本法第14条第3項 「当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画」	定めるように努める。
③	川俣町男女共同参画推進条例第10条 「男女共同参画の推進に関する基本的な計画」	定めなければならない。
④	「女性活躍推進法」第6条第2項 「当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画」	定めるよう努めるものとする。
⑤	高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律第3条 「高齢者虐待の防止～中略～の支援」	必要な体制の整備に努めなければならない。
⑥	障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律第4条 「障害者虐待の予防及び早期発見その他の障害者虐待の防止～中略～の支援」 （川俣町障がい者基本計画） ※	必要な体制の整備に努めなければならない。 （左記体制の周知）
⑦	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第2条の3第3項 「当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画」	定めるように努めなければならない。

※ 川俣町では、ノーマライゼーション社会の実現を目指し、心のバリアフリーを推進するため、「障害」の表記については「障がい」と表記しています。ただし、国の法令などの固有名詞については変更せず表記します。

(2) 町の計画としての位置づけ

第6次振興計画の基本構想における方向性を継承します。

振興計画の基本構想における方向性	当計画への継承
「子育て世代のニーズに応える支援」 「人口減少社会へ対応するまちづくり」	働き世代の女性への支援

(3) 世界情勢における位置づけ

当計画は、2015 年 9 月に国連サミットで採択された（SDGs2030 年までに達成すべき持続可能な開発目標）の目標 5 の中の 5 つのターゲットを継承します。



SDGs ターゲット	当計画への継承
5.1 あらゆる場所におけるすべての女性及び女児に対するあらゆる形態の差別を撤廃する	第3章1. 性別に役割を期待する意識の是正
5.4 公共のサービス、インフラ及び社会保障政策の提供、ならびに各国の状況に応じた世帯・家族内における責任分担を通じて、無報酬の育児・介護や家事労働を認識・評価する	第3章3. 女性が働きやすく参画しやすい環境づくり 第3章4. 職場、学校や家庭における男女平等の実現
5.5 政治、経済、公共分野でのあらゆるレベルの意思決定において、完全かつ効果的な女性の参画及び平等なリーダーシップの機会を確保する	第3章2. 政策・方針決定の場への女性の参画促進
5.b 女性の能力強化促進のため、ICT（情報通信技術）をはじめとする実現技術の活用を強化する	SNS 等の活用による支援、エンパワーメント
5.c ジェンダー平等の促進、ならびにすべての女性及び女子のあらゆるレベルでの能力強化のための適正な政策及び拘束力のある法規を導入・強化する	当該計画の策定

(4) 国 第5次男女共同参画基本計画の継承

当計画は、令和2年12月25日に閣議決定された第5次男女共同参画基本計画における、7つの分野における取り組みを継承します。

国 第5次男女共同参画基本計画	当計画への継承
第1分野 政策・方針決定過程への女性の参画拡大	第3章2. 政策・方針決定の場への女性の参画促進
第2分野 雇用分野、仕事と生活の調和	第3章3. 女性が働きやすく参画しやすい環境づくり 第3章4. 職場、学校や家庭における男女平等の実現
第3分野 地域	働き世代の女性コミュニティ
第5分野 女性に対するあらゆる暴力の根絶	第3章5. 人権が尊重され誰もが安心して暮らせる社会づくり
第6分野 貧困等生活上の困難に対する支援と多様性の尊重	
第7分野 生涯を通じた健康支援	
第9分野 各種制度等の整備	第3章3. 女性が働きやすく参画しやすい環境づくり

(5) 国 女性活躍・男女共同参画の重点方針2021の継承

当計画は、令和3年6月16日に「すべての女性が輝く社会づくり本部・男女共同参画推進本部」に決定された各方針を継承します。

国 重点方針2021	当計画への継承
I コロナ対策の中心に女性を	第3章3. 女性が働きやすく参画しやすい環境づくり
II 女性の登用目標達成にむけて	第3章2. 政策・方針決定の場への女性の参画促進
III 女性が尊厳と誇りを持って生きられる社会の実現	働き世代の女性コミュニティ 第3章5. 人権が尊重され誰もが安心して暮らせる社会づくり

7. 計画の視点

(基本的な視点)

(1) 働き世代の女性にとって魅力的な地域形成

働き世代の女性（既に産休、育休、退職によって社会的経験機会の格差等を抱えた女性、性的少数者等を含む）が定住、就業しやすい地域づくりをする。
（第6次川俣町振興計画策定方針（3）地域創生に向けたまちづくりの視点）

(2) より多くの女性の意見を方策検討に反映

すべての女性がより社会活躍しやすくなる将来に向け、より多くの女性の意見が方策検討に反映されるよう、審議会等への女性の登用を促進する。

(3) 女性の社会活躍を支援

女性（性的少数者を含む）の更なる社会活躍に向けて、社会的経験機会の格差、この問題に関するより多くの方の理解浸透等がネックにならないよう、啓発、研修の機会を周知、創出する。

(4) 性別に役割を期待する意識の払拭

より多くの町民が、働き世代の女性が抱える問題や、女性の更なる活躍の必要性を理解し、行動する機会を周知、創出する。

(5) 町民との協働で進める、わかりやすい計画、伝わる計画

町民の意見を反映させ、優先する施策、重点テーマなど、具体的に何をするのか、何をすべきかなど、誰にでもわかりやすくシンプルな計画とする。

また、目標を数値化し、その評価基準を設定し、誰にでも分かりやすい進捗管理、評価、検証、報告を行い、よりよい計画づくりに反映する。

(横断的な視点)

(1) 働き方の多様化への対応

新型コロナウイルス感染症への対策を契機として全国的にリモートワーク、サテライトオフィス等の活用が推進されている。

このような時代の流れの変化を読み取り、働き世代の女性が地方に定住しながら就業できる環境づくりに対応する。

(2) より多様な世代、領域における女性の活躍を推進

性別に関する固定観念は、6歳から始まると言われており、働き世代のみならず、学生世代等の活躍も支援していく。

8. 計画の構成

第1章第5節より、主に働き世代を対象としたⅠ意識の是正、Ⅱエンパワメント、Ⅲ誰もが安心して暮らせる社会づくり の3つの支援が必要となります。支援の対象者ごとに該当する施策（第3章）は次表のとおりです。

支援の対象者	（Ⅰ）広く社会に定着している性別への役割期待の是正（意識の是正）	（Ⅱ）既に生じてしまった格差を埋める（エンパワメント）
働き世代の女性※3	第3章第1節、第2節 20～23 ページ	第3章第3節、第4節 24～28 ページ
働き世代の男性※3	第3章第1節 20～21 ページ	第3章第4節 27～28 ページ
学生等※7	第3章第1節、第2節 20～23 ページ	第3章第3節、第4節 24～28 ページ

支援の対象者	（Ⅲ）誰もが安心して暮らせる社会づくり
高齢者	
障がい者	第3章第5節 29～32 ページ
外国人	
全ての男女	

※1 当計画では、「生まれつき女性である方」ではなく、「社会的性別が女性であると自認する方」を「女性」と表記します

※3 当計画における「働き世代の女性※1」、「働き世代の男性」には、社会で働くことのできる年代の専業主婦、専業主夫、性的少数者の方等を含みます

※7 「学生等」には、就学前の児童を含みます

第2章 計画の体系

第1章第5節で明確化した共通課題、対策に対応する大きな5つの目標を掲げ、第3章で各施策を構成する体系とします。

第1章第5節 課題	第1章第5節 対策	第3章 施策
性別に役割を期待する意識 ジェンダーバイアス	(Ⅰ) 広く社会に定着している性別への役割期待の是正 (意識の是正)	重点 1. 性別に役割を期待する意識の是正
		2. 政策・方針決定の場への女性の参画促進
既成の性別格差 ジェンダーギャップ	(Ⅱ) 既に生じてしまった格差を埋める (エンパワーメント)	重点 3. 女性が働きやすく参画しやすい環境づくり
		4. 職場、学校や家庭における男女平等の実現
様々な分野における暴力、差別、格差等	(Ⅲ) 人権が尊重され誰もが安心して暮らせる社会づくり	5. 人権が尊重され誰もが安心して暮らせる社会づくり

第3章 施策

1. 性別に役割を期待する意識の是正

働き世代、学生等支援 I 意識是正

結婚後に家庭に入る、子育てに専念する、料理などを女性に期待し、社会での活躍、仕事などを男性に期待するような考えを、性別に役割を期待（固定）する意識といい、女性の社会活躍機会、経験に格差を生む原因となっています。この意識の広い是正に取り組みます。

指 標	単 位	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	目 標
ワークショップへの働き世代の参加人数（通算）	人	0	10	20	30	40	50	60	70	80	80
家庭において男女平等と感じる人の割合	%	43.3	44	44	45	46	47	48	49	50	50
職場において男女平等と感じる人の割合	%	31.2	32	33	34	35	36	37	38	40	40
性別に関わりなく役割を担うことに賛成する人の割合	%	64.6	65	66	67	68	69	70	72	75	75

※（通算）と表示のある指標は、令和11年までの合計値とし、年度をまたぐ同じ人の参加を再計上しません

No	施 策	担当課
1	周知、広報 ・親世代が、働き世代等に性別に役割を期待するような発言をしないよう広報紙、SNS等で定期的に呼びかけする ・労働に関する意識是正 ・この問題と対策を分かりやすく整理したチラシ等を作成し全戸配布する ・ワークショップの結果をSNS等で周知する ・女性が男性と同様に活躍している国、地域のリアルな情報をSNS等で発信する	政策推進課

	・働き世代の女性コミュニティ、カフェ等の情報等をSNS等で発信する	
2	教職員の男女平等意識の醸成	(学校)
3	ワークショップの開催 ・社会的性差に関するワークショップを実施する (親世代、働き世代、子世代等)	政策推進課

2. 政策・方針決定の場への女性の参画促進

働き世代の女性、学生等支援 I 意識是正

政策・方針決定の場に女性が参画することで、より多くの女性にとって魅力的な地域の形成に近づきます。

しかし、「性別に役割を期待する意識」、及び「既に社会での経験機会等の格差を抱えた女性が、審議会等への参加経験の少なさによる不安や戸惑い」などが根強く残っており、前向きに参画できないことが多いのが現状です。女性が前向きに参画できる意識、環境づくりに取り組みます。

また、本章第3節の施策によって、徐々に参画しやすくなることが期待されるため、複合的に取り組むこととします。

指 標	単 位	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	目標
審議会などへの女性の登用率	%	25.3	26	27	29	31	34	37	41	41	41
審議会募集時のチラシ添付率	%	30	35	40	45	50	55	60	65	70	70

働き世代の女性 ←コミュニティ、研修、就業機会
 活躍しやすい環境につながる↑ ↓参画する
 審議会等
 (よりよい町づくりには、女性の意見が必要)

(1) 働き世代の女性、学生等

No	施 策	担当課
1	審議委員募集時にチラシを添付する ・社会的経験機会の格差等を抱えた女性等の意見を取り込むことこそ、多様性に対応した町づくりに欠かせない要素であることを説明するチラシを添付する ・募集後、女性比を均等化できなかった審議会等に対し、女性の意見を効果的に反映するための具体的な方法を確認する	全庁

2	女性を対象とした防災知識等 ・災害時のボランティア活動に関する講習会の実施 ・地域防災計画策定における女性の参画推進	総務課
3	健康づくり推進協議会への女性の参画	保健福祉課

(2) 議会

No	施 策	担当課
1	政治分野における男女共同参画の推進 ・研修の実施 ・セクハラ、マタハラ等への対応（研修会等の参加・リーフレット・啓発等） ・人材育成（女性議会の開催）	選挙管理委員会、 議会事務局

3. 女性が働きやすく参画しやすい環境づくり

働き世代の女性、学生等支援 II エンパワー

都市部にはない、働き世代の女性にとって魅力的な地域形成を目指し、働き世代の女性のコミュニティ形成、社会経験の格差を埋めるための訓練、研修などを支援します。

指 標	単 位	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	目 標
働き世代の女性コミュニティへの登録人数	人	0	20	30	40	50	60	70	80	80	80
登録者のうち、その年のコミュニティ活動に1度でも参加した人の人数	人	0	15	20	25	30	35	40	45	50	50
家族経営協定の締結件数	件	4	4	4	5	5	5	6	6	6	6
一時預かり事業 のべ人日	千人	0	0	2	4	6	8	10	12	14	14

(1) 就業に関する支援

No	施 策	担当課
1	訓練、研修 ・ 県男女共生センターなどで開催する能力開発講座に関する情報提供 ・ 定期的な求人情報の提供 ・ 職業能力開発機会の拡充	政策推進課
2	働き世代の女性コミュニティを介した就業先事業所との情報共有 ・ 川俣町内で多様な働き方を実現している方が務めている事業所等と連携し、新たな就業機会の創出を支援する	政策推進課
3	起業支援、就業支援、就農支援 ・ 中小企業の資金調達に係る信用保証料の助成、利子補給	政策推進課

	・空き店舗活用事業	
4	女性農業者支援 ・主に次世代人材投資資金（夫婦型）を活用する農業者に対し、夫婦が共同経営者として認め合い、家事、育児の分担等の協力ができるよう、家族経営協定の締結を促進する ・認定農業者会に女性農業者が参加しやすい雰囲気づくりに努める	政策推進課

（２）コミュニティ形成に関する支援

No	施 策	担当課
1	働き世代の女性コミュニティ ・働き世代の女性に対し、エンパワーメント、就業機会、支援制度等の情報提供を行う。 ・働き世代の女性に対しアンケートを実施し、川俣町で働くために不足している支援等を把握する ・川俣町内で多様な働き方を実現している方が勤める企業等の情報を共有し、新たな就業機会の創出につなげる	政策推進課
2	働き世代の女性カフェ ・年に数回、働き世代の女性を対象としたカフェを実施し、コミュニティの形成を支援する ・川俣町内の学生も参加可能とし、実際に働く女性における課題等の早期理解を支援する	政策推進課

（３）育児に関する支援

No	施 策	担当課
1	保育サービスの充実 ・延長保育の実施 ・一時預かり事業の実施 ・わいわいクラブ（放課後児童保育）事業 ・たのしい教室（放課後こども教室）事業 ・ファミリーサポート事業（NPO 法人コミュニティちゃばたけ） ・認定こども園開設による保育の受け皿の確保、幼児教育・保育の質の向上	子育て支援課

2	妊婦、母子の支援 ・妊婦健康診査費用助成事業 ・乳児家庭訪問 ・思春期保健事業を関係各機関と調整し実施 ・乳幼児健診（3～4 か月児、9～10 か月児、1歳6 か月児、2歳6 か月児、3歳6 か月児） ・あそびの教室・育児相談(月1回) ・子育てお話し会の実施(月1回) ・子育て支援サポーター派遣事業（NPO 法人コミュニティちゃばたけ）	保健福祉課 子育て支援課
3	ひとり親支援 ・ひとり親医療費など公的助成制度の活用支援、広報紙等で発信 ・相談専用スペース確保などの環境づくり ・子育てアプリによるオンライン相談	子育て支援課

4. 職場、学校や家庭における男女平等の実現

働き世代、学生支援 II エンパワー

男性であっても十分活躍可能な家庭、育児、介護等において役割を担いやすくするための経験を身に付ける活動の推進に取り組みます。

また、より早い（若年）段階で社会的性別意識の影響を受けにくくするため、学生世代が、問題を正しく理解し、正しい知識を身に付ける支援、機会の拡充に取り組みます。

指 標	単 位	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	目 標
家族介護教室の参加者の 内、男性の比率	%	21.5	22	23	24	25	26	27	28	30	30
参加者の内男性の人数 / 参 加者人数											
認知症サポーター養成講座 男性の参加者人数（通算）	人	22	23	24	25	26	27	28	29	30	30
子育てパパ教室への男性参 加者人数（のべ）	人	4	10	15	20	30	40	50	60	70	70

※（通算）と表示のある指標は、令和11年までの合計値とし、年度をまたぐ同じ人の参加を再計上しません

No	施 策	担当課
1	男性の健康料理教室 ・男性が家庭での役割を担いやすくするため、料理に 取り組む機会を創出する	生涯学習課
2	男性の家事、育児、介護への参加促進 ・認知症サポーター養成講座 ・家族介護教室 ・子育てパパ教室	保健福祉課
3	事業所アンケート ・町内事業所に勤める働き世代を対象にアンケート を実施し、男女格差の意識調査を実施する ・労働環境実態把握のための事業所アンケートの実	政策推進課

	施	
4	学校アンケート ・町内学校に通う学生世代を対象にアンケートを実施し、男女格差の意識調査を実施する	政策推進課
5	学生の学習機会 ・道徳、家庭科、総合学習、体験学習などの教育課程をととして、男女がともに協力し、家庭や地域の生活を担っていく能力を養う教育の推進 ・社会環境の変化や児童・生徒の発達段階に応じた性教育に関する情報提供や学習機会の充実	学校教育課
6	町内企業の「くるみんマーク認定」取得の推進	政策推進課

5. 人権が尊重され誰もが安心して暮らせる社会づくり

高齢者、障がい者、外国人、全ての男女 Ⅲ誰もが安心して暮らせる社会

女性が安心して活躍できる地域とするためには、高齢者、障がい者、外国人も安心して過ごせる地域である必要があります。

様々な分野における、差別、暴力、格差の解消等を解消し、人権が尊重され誰もが安心して暮らせる社会づくりに取り組みます。

指 標	単 位	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	目 標
特定健康診査受診率	%	40.3	42	44	46	48	50	52	54	56	56
人権教室の参加者数 (のべ)	人	20	40	60	80	100	120	140	160	180	180
確認申請を伴う公共施設の 工事におけるユニバーサル デザインへの配慮に関する 照会への前向きな回答率	%	0	50	52	55	57	60	63	66	70	70
前向きな回答件数 ÷ 確 認申請を伴う公共施設の工 事件数											

(1) 性の多様性理解、及び国際理解

No	施策	担当課
1	性の多様性に関する理解支援 ・各施策において、性的少数者への配慮が十分である か検証を行う	政策推進課
2	国際交流の機会の拡充 ・ボランティア指導員の育成による、日本語教室の 充実 ・小中学校や自治会などを対象とした出張講座の 開催 ・外国人向けの働き世代の女性カフェの開催 大人はコミュニティづくり、こどもは日本語教室 の同時開催	政策推進課

3	相談体制の整備 ・ 県国際交流協会との連携による相談窓口を ホームページ、SNS 等で広報	政策推進課
4	分かりやすい表示の推進 ・ 公共サイン整備 ・ チラシ、パンフレットなどの外国語表示 ・ 身近な法律や条例などをよりかみ砕いて提供	全庁 政策推進課
5	行政への意見聴取機会の確保 ・ 外国人向けの働き世代の女性カフェなどを通じた 外国人からの意見の聴取	政策推進課

(2) あらゆる暴力、差別の防止

No	施策	担当課
1	相談体制と被害者支援の充実 ・ 人権擁護委員による相談受付 ・ 特設人権相談所の開設 ・ 行政相談や困りごと相談と連携した合同相談会の 開催 ・ 小学校において人権教室を開催 ・ 暴力防止や人権に関する広報活動 ・ 関係機関との連携による支援体制づくり	町民税務課 保健福祉課

(3) 高齢者支援、いきがい

No	施策	担当課
1	介護保険事業計画に基づく介護サービスの提供 ・ 体操教室や生きがい活動支援デイサービスなどの 介護予防事業の実施 ・ 地域包括支援センターによる高齢者に関する相談 や介護予防に関する情報提供など総合的な支援の 推進	保健福祉課
2	生活支援・社会参加の充実 ・ 高齢者保健福祉計画に基づく、いきいきサロンや 白寿大学などの福祉サービスの提供 ・ シルバー人材センター運営補助と活用の推進	保健福祉課

・女性講座の推進	生涯学習課
・おじまふるさと交流館、羽山の森美術館における スタッフ活動の参加促進	

(4) 障がい者への支援

No	施策	担当課
1	「川俣町やさしいまちづくり総合計画」の推進 ・ユニバーサルデザインの推進 ・福祉意識の向上のための広報・啓発	政策推進課
2	日常生活や社会参加に対する支援 ・就労継続支援、外出の際の移動支援、要支援者への 手話通訳者の派遣など、障がい者基本計画・障がい 者福祉計画に基づく各種サービスの提供	保健福祉課
3	地域福祉団体への支援 ・地域活動支援センターに対する運営費の助成	保健福祉課

(5) 男女が共に参画する地域づくり

No	施策	担当課
1	生涯学習の推進 ・各地区での様々なイベントや行事、作業における 男女共同活動 ・ケーナ教室、健康教室、文化財講座などの 町民講座の実施 ・公民館などにおける地域サロンなどの開設	生涯学習課 保健福祉課
2	ボランティア活動の推進 ・社会福祉協議会に対する助成 ・ボランティア活動の参加者拡大	保健福祉課

(6) 生涯を通じた健康づくり（第2次健康かわまた21計画に基づく）

No	施策	担当課
1	健康意識の醸成 ・「健康かわまた21計画」の推進 ・特定健康診査受診率の向上	保健福祉課
2	健康教育・健康相談の充実 ・保健センター及び各地区集会所・公民館における健康教育事業 ・町内企業における出前講座（こころの健康づくり） ・健康に関する講演会の開催	保健福祉課
3	健診、検診及び事後管理の充実 ・健康管理システムによる検診の事後管理 ・健診、検診結果をもとに、重症化予防のための家庭訪問 ・受診歴をもとに、未受診者対策の実施 ・乳がん検診の30歳代へ超音波検査の実施	保健福祉課
4	保健医療の総合的なサービス体制の推進 ・健康づくり推進協議会による医療機関との情報共有、連携 ・医師会との連携による健康相談・指導体制の推進	保健福祉課

第4章 計画の推進

(1) 指標の（中間）評価について

当計画は、令和11年の指標達成度を以て評価するものとします。

令和8年度には中間評価を行い、第3章の各指標における年ごとの進捗を公表します。第6次川俣町振興計画の実施状況や、情勢の変化等により、有効な指標ではないことが確認された場合、それを説明する具体的な評価経過を付して廃止（見え消し）とし、可能な場合、代替となる指標を設定しなおします。

(2) 次期計画の策定（改定）について

当計画は、令和11年を以て改定するものとします。次計画には、(1)の具体的な評価結果や反省点を明示して反映します。

中間評価を行う場合、その時点で是正すべき点が明らかであれば、改定を行うこととします。

(3) 若い世代と地域との橋渡し

性別に役割を期待する意識（ジェンダーバイアス）の影響を受けないよう、若い世代が正しい知識を身に付けるための支援と並行して、各施策を通じ、地域との共同体験や、地域の魅力を実感する機会を拡充し、「地域とのつながり」を根付かせ、相互理解を広めることが重要となります。

しかし、若い世代が自分らしいライフプランを構築するためには、その他の世代が性別役割分担意識を押し付け（※6）たり、担い手不足を押し付けたり、高圧的になったりしないよう、適切な関わり方に配慮した橋渡しが必要です。

なお、移住定住者においても、地域との適切な関わり方への同様の配慮が必要であると考えられ、移住者と先住者、若者と高齢者、男性と女性など、様々な立場間のコミュニケーションプランを検討し、地域への周知及び各施策の推進に反映していきます。

(4) 男女共同参画推進委員会の役割

各担当課において実施される各施策について、地域の立場から推進方法等を検討し、地域の協力を引き出し、支援する役割を担うものとします。

※6 男女共同参画局 性別による無意識の思い込みに関する調査研究（令和3年10月）

地域における性別役割経験①＜女性～地域からの移動有無＞